

あいさん便り



連絡先：〒445-0853
愛知県西尾市桜木町 3-51-3 林ビル 2 階
電話：0563-53-0220 FAX：0563-53-0222
e-mail：inoue@aisan-law.jp

知っておきたい！ 「保健師」の必要性和 活用法

◆「病気の予防」に関わる 専門家

「保健師」という仕事を
ご存じですか？

保健師とは、保健師国家試験に合格して得られる国家資格（免許）であり、地区活動や健康教育・保健指導などを通じて疾病の予防や健康増進など公衆衛生活動を行う地域看護の専門家です。

看護師の仕事が「病気の治療に携わること」であるのに対して、保健師の主な仕事は「病気を未然に防ぐこと」であるのが大きな特徴です。

◆需要が拡大している 「産業保健師」

保健師は、大きく、地域の住民に健康アドバイスを行う「地域の保健師」と、企業に在籍して従業員の健康管理を行う「産業保健師」に分けられます。今、この「産業保健師」の需要が拡大しています。

産業保健師は、各種健康診断の企画実施を担うのはもちろん、従業員の健康上の悩

みについての相談を受けるなど、産業医とも連携しながら従業員の健康管理を行う存在です。

社員の働き方のモニタリング、健康状態と労働量の均衡の企画、異動に際しての産業医勧告の支援、労務費や福利厚生費の適切な運用のための支援、健康状態のデータの集計・分析・報告など、その活動内容は多岐にわたります。

こうした活動を通じて労働者と企業の支援を行うのが、産業保健師の役割です。

◆産業保健師の活用事例

産業保健師は、上手に活用すれば企業の生産性向上・業績向上にもつながる存在です。

例えば、社内の健康管理部門が機能不全に陥っているような企業では、保健師に関与してもらうことで、産業医と連携を取りながら業務改善を行ってもらうことが期待できます。

従業員の働かせ方について、健康診断だけでなく、アフターケアを行うことも可能となります。

これらを通じて従業員が

健康で働き続けることのできる環境が整備され、いきいきと、モチベーションを持って働くことができるようになることで、企業はますます活性化します。

保健師と企業をマッチングするサービスを提供する会社もあります。このようなサービスも利用しながら、一度、保健師の活用を検討してみてもよいかもしれません。

「女性の活用・活躍」に 取り組む企業の現状

◆「女性活躍推進法案」の 行方は？

政府は、「女性活躍推進法案（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案）」の今臨時国会での成立を目指していましたが、衆議院解散の公算が高まってきたことにより、成立は難しい状況となっています（11月中旬現在）。

本法案は、従業員数 300 名超の企業に対しての「女性登用に向けた数値目標の設定・公表の義務化」を柱とし、安倍政権が掲げる女性の活躍を推進するものとして注目されていました。

◆女性活用に取り組む 企業が急増

エン・ジャパン株式会社は、「女性の活用・採用」についての調査を行っています。

同社が 2008、2011、2013 年に企業の人事担当者に対し「貴社では女性活用に取り組んでいますか？」という質問をしたところ、2008 年に「取り組んでいる」と答えた企業は 34%、2011 年でも 37%と微増に留まりましたが、2013 年には 45%と急激に増えたそうです。

同社は、「2012 年 12 月に発足した安倍政権が掲げる『女性活躍』が企業の取組みに影響を与えている」と分析しています。

◆女性活用に取り組む 企業は何を行っている？

2013 年に「女性活用に取り組んでいる」と答えた企業に具体的な取組みについて聞いたところ、「出産・育児をサポートする福利厚生の充実」という回答が約 7 割で最多、次いで「時短勤務・テレワークなど勤務形態の多様化」が約 6 割という結果になり、出産後の働き方を見据えた制度設計に取り組む企業も多いようです。

◆働き続けたくても

「転勤」は許容できない

女性が長く活躍できる職場づくりの参考にするために、働く女性に「長く仕事を続けるために、許容できないことは何ですか？」という質問をしたところ、「転勤」と答えた方が 68%に上り、断トツの 1 位だったそうです。

「環境の大きな変化はストレスになる」、「家族がいるので、自分だけの都合で転勤はできない」などの声が多くありました。

転勤は引越しを伴い、ライフスタイルも大きく変化してしまうため、いくら長く働き続けるためであっても許容できないと考えている方が多いようです。

12 月の税務と労務の手続 提出期限 [提出先・納付先]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監

○ 督署]

31 日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

本年最後の給料の支払いを受ける日の前日まで

- 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出 [給与の支払者（所轄税務署）]
- 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出 [給与の支払者（所轄税務署）]

当事務所よりひと言

当事務所の弁護士 井上洋一は、今般、福祉住環境コーディネーター 2 級を取得しました。高齢者の方の遭遇する法律トラブルに対しても適切な解決を図れるよう、今後も福祉的な視点について研鑽を重ねていく所存です。

